

○農林水産省告示第千四百四十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百七条第二項及び第三項、第二百二十三条第一項第一号、第三百三十五条第一号並びに第三百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号の規定は、平成二十八年産の水稲及び陸稲並びに平成二十九年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成二十八年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百四十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百二十三条第二号の二口及び第二号の三口の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二日

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第三百三十四条第三項及び第四百一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

第一 平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の一部を次のように改正する。

表福島県の項及び山梨県の項を削る。

第二 平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の一部を次のように改正する。

表宮城県の項の次に次のように加える。

山梨県	第一区分	ばれいしょ
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第三区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第四区分	そば
福島県	第四区分	春蚕繭
	第五区分	初秋蚕繭
	第六区分	晩秋蚕繭
	第七区分	晩秋蚕繭
表福井県の項の次に次のように加える。		
山梨県	第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分	春蚕繭
	第三区分	初秋蚕繭
	第四区分	晩秋蚕繭

附 則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の規定は、平成二十八年産の農作物及び平成二十九年産の蚕繭から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の農作物及び平成二十八年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百四十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年四月二十七日農林水産省告示第六百五十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二日

表補助金等の予算科目の欄中「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金に限る。）」を「地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の平成十二年四月二十七日農林水産省告示第六百五十八号の規定は、平成二十八年年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十七年以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百三十八号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月三十日付けをもって次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月二日

経済産業大臣 林 幹雄

登 録 の 区 分	
一 交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	株式会社UL Japan 三重県伊勢市朝熊町4383番326

（参考）

株式会社UL Japanの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
株式会社UL Japan 本社（三重県伊勢市朝熊町4383番326）
株式会社UL Japan 横輪EMC試験所（三重県伊勢市横輪町108）
株式会社UL Japan 東京本社（東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館6階）

○特許庁告示第八号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

第一号中「二十五万二千六百円」を「二十三万三千九百円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

特許庁長官 伊藤 仁